

# 岡山市子ども・子育て会議

## 平成28年度 第1回 就学前教育・保育部会資料

平成28年10月11日

岡山っ子育成局 就園管理課

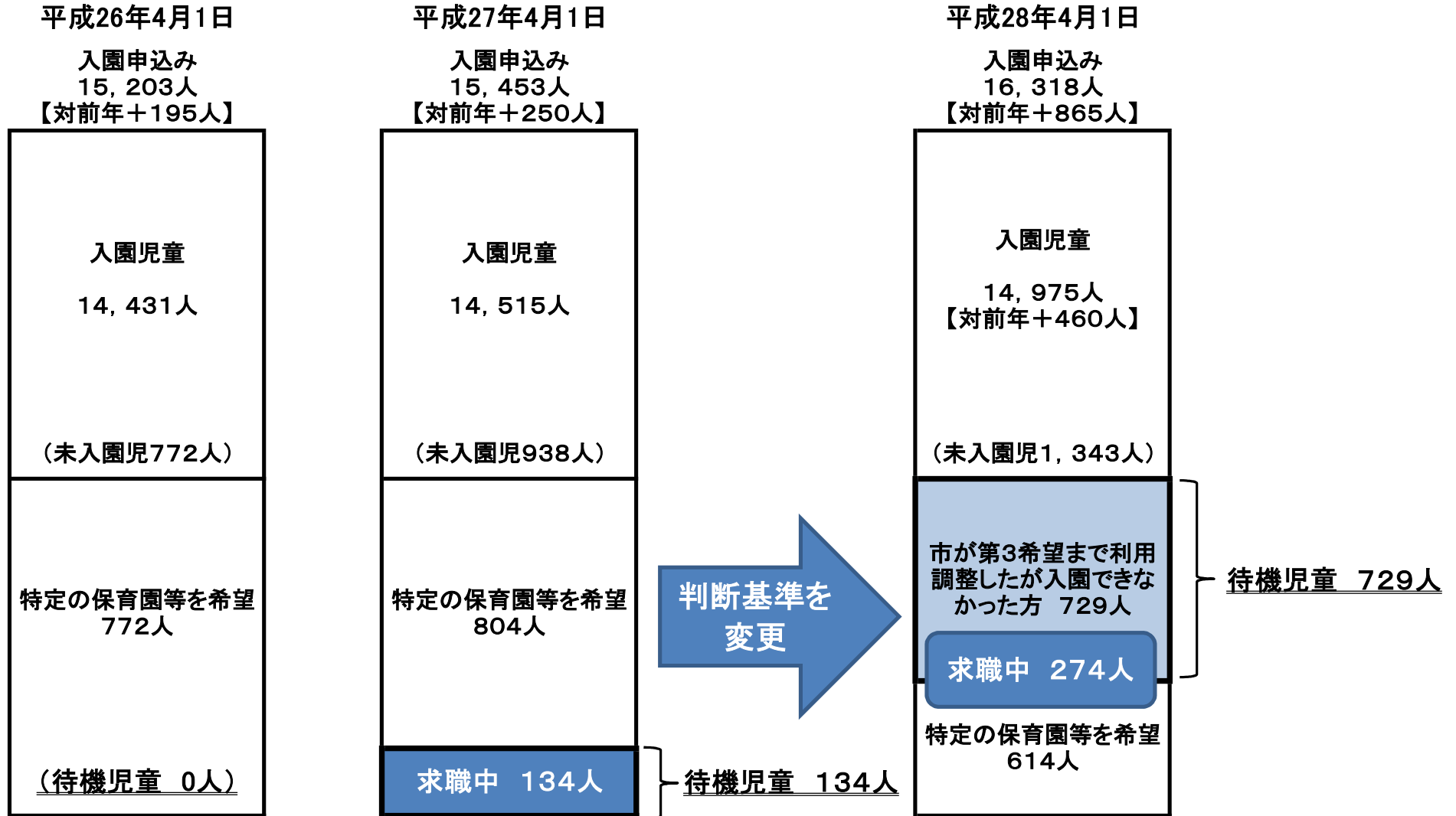
# 目 次

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 1 平成28年度 岡山市の保育の現状について     | P 1 ~ P 8 |
| 2 平成29年度 保育利用調整基準点の見直しについて | P 9 ~ P12 |
| 3 平成29年度 保育料等の見直しについて      | P13 ~ P28 |

# 岡山市の保育の現状について

子ども・子育て会議資料  
平成28年10月11日

## 待機児童数と待機児童の判断基準の変更について



※ 平成26年の入園申込み数と未入園児数は、平成27年以降と基準を合わせるため「入園予約」「書類不備」等を除いた数字。

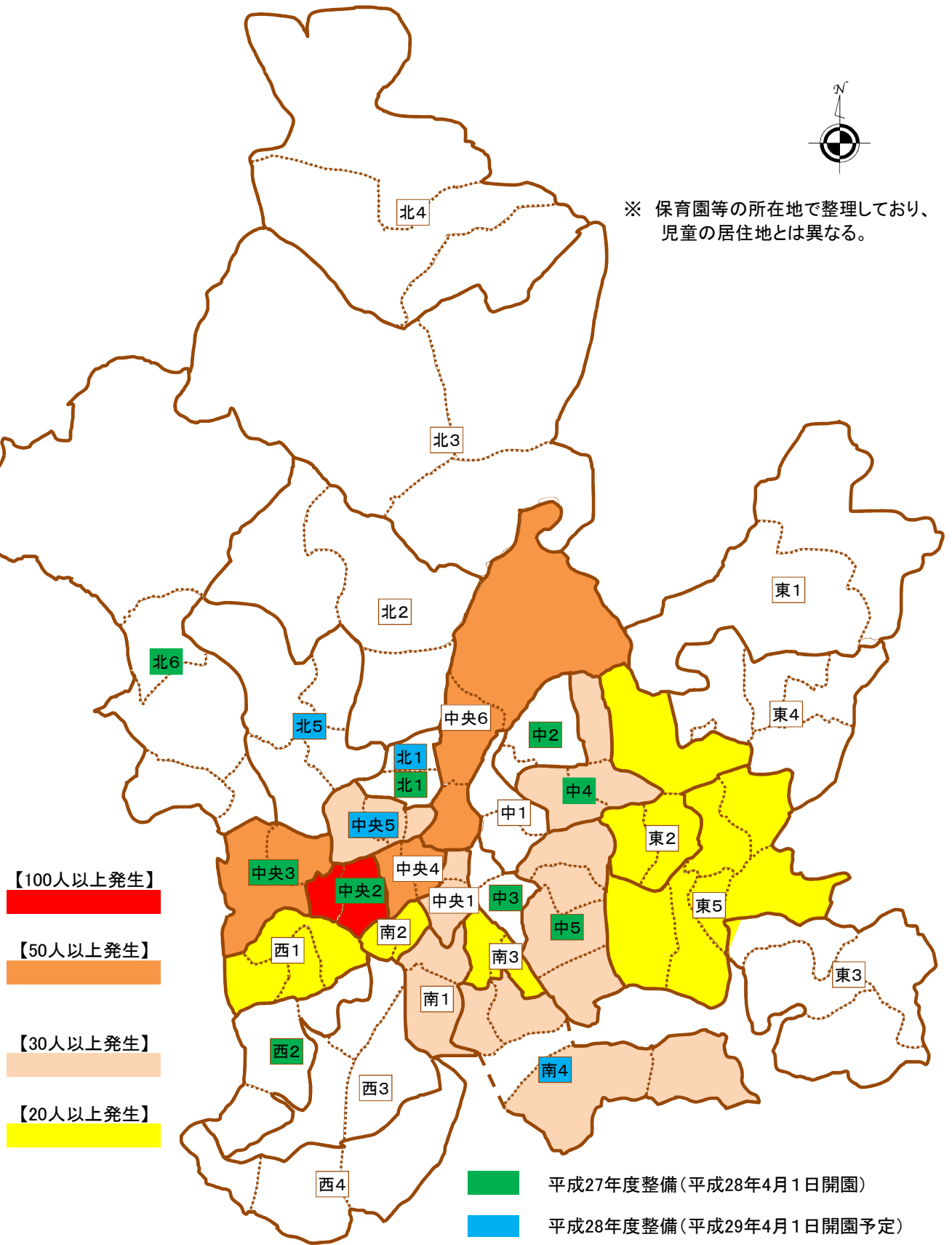
※ 平成27年は、「求職中」を待機児童とする国の定義変更があったため、「求職中の方」を全員「待機児童」とした。

※ 平成28年は、これまで「自宅から30分未満で利用可能な保育園等があるが、特定の保育園等を希望する者」として整理していた方のうち、市が第3希望まで利用調整したにもかかわらず、入園できなかった方を「待機児童」とした。

# 平成28年4月1日 待機児童発生区域



※ 保育園等の所在地で整理しており、児童の居住地とは異なる。



## 教育・保育提供区域一覧表

区	管轄福祉事務所	小学校区の組み合わせ	教育・保育提供区域の表示
北	北区中央	岡南 清輝	中央1
		御南 西	中央2
		吉備 陵南	中央3
		大元 鹿田	中央4
		石井 三門 大野	中央5
		岡山中央 牧石 御野	中央6
	北区北	伊島 津島	北1
		野谷 馬屋上 横井	北2
		御津 五城 御津南	北3
		福渡 建部 竹枝	北4
		中山 平津 桃丘 馬屋下	北5
		足守 蛭明 鯉山 加茂 庄内	北6
中	中区	三勲 宇野	中1
		高島 旭竜	中2
		旭東 平井	中3
		竜之口 幡多 財田	中4
		富山 旭操 操南 操明	中5
東	東区	江西 千種	東1
		可知 古都 芥子山	東2
		大宮 太伯 幸島 朝日	東3
		角山 城東台 御休 浮田 平島	東4
		開成 政田 西大寺南 西大寺 豊 雄神	東5
南	南区西	妹尾 箕島 福田	西1
		曾根 興除 東疇	西2
		第一藤田 第二藤田 第三藤田	西3
		灘崎 七区 彦崎	西4
	南区南	浦安 芳泉	南1
		芳田 芳明	南2
		平福 福浜	南3
		甲浦 小串 福島 南輝	南4

## 平成28年度の待機児童対策における重点取組項目

### 1 来年4月に800人以上の定員増

(1) 受け皿の整備 (①②③は平成29年4月開園予定)

①私立保育所の整備 (新設3園、増築1園、定員339人増)

②小規模保育事業 (新規2事業者、定員38人増)

③小規模保育事業者及び事業所内保育事業者の募集  
(予定: 18事業者、定員420人増)

④私立保育所の募集 (予定: 2園、定員200人増)

⑤認定こども園の整備推進

(2) 市立幼稚園の余裕教室を活用した一時預かりの検討

### 2 保育士の確保

(1) 保育士・保育所支援センターの一層のPR

(2) 保育士の処遇改善が適切に実行されるよう事業者へ要請

(3) 保育士の配置基準の見直し検討

別紙

保育所等利用待機児童の定義

(下線部分) : 主な変更か所

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

←H27年度  
変更か所

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

④ 企業主導型保育事業で保育されている児童

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

←今年度  
変更か所

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

←H14年度  
変更か所

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20~30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施

設

(4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

←H14年度  
変更か所

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

←H27年度  
変更か所



## 岡山市の待機児童数の推移(平成11年度～平成28年度)

(単位:人)

年度(4月1日現在)	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
就学前児童数(A)	39,352	39,325	39,578	39,616	39,763	39,367	39,946	39,386	40,179	39,914	39,486	39,343	39,285	39,690	39,546	39,290	38,976	38,708
入園申込児童数(B)	9,810	9,955	10,136	11,170	11,810	12,075	13,020	13,334	13,808	13,822	13,969	14,119	14,099	14,607	15,046	15,203	15,453	16,318
定員数	9,062	9,307	9,547	10,242	10,837	11,182	12,057	12,227	12,857	12,857	12,857	12,917	12,967	13,097	13,567	13,637	14,047	14,574
入園児童数	9,194	9,552	9,893	10,617	11,228	11,507	12,498	12,730	13,217	13,156	13,248	13,461	13,603	13,930	14,338	14,431	14,515	14,975
未入園児童数	616	403	243	553	582	568	522	604	591	666	721	658	496	677	708	772	938	1,343
待機児童数	616	403	243	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134	729
B/A(%)	24.9%	25.3%	25.6%	28.2%	29.7%	30.7%	32.6%	33.9%	34.4%	34.6%	35.4%	35.9%	35.9%	36.8%	38.0%	38.7%	39.6%	42.2%
定員増加数	-	245	240	695	595	345	※ 875	170	※ 630	0	0	60	50	130	470	70	410	527
申込児童増加数	-	145	181	1,034	640	265	945	314	474	14	147	150	-20	508	439	157	250	865

注1) 平成22年度以前の入園申込児童数と未入園児童数には、「入園予約」、「書類不備」等を含む。

注2) 平成17年度の定員数増875人のうち、御津町、灘崎町との合併(平成17年3月22日)による増は755人。

注3) 平成19年度の定員数増630人のうち、建部町、瀬戸町との合併(平成19年1月22日)による増は540人。

注4) 待機児童数は、未入園児童数の内数。

### ＜待機児童の定義変更＞

・平成14年度から「特定の保育所を希望している場合」と「単独保育事業で対応している場合」は待機児童から除く、とされた。

・平成27年度から「求職活動中の場合」は待機児童に含めることとされ、「育児休業中の場合」は待機児童に含めないことができる、とされた。



## 平成29年度保育利用調整基準点の変更について

### 1. 保育利用（利用調整）について

- (1) 子ども・子育て支援新制度のスタートにより、保育利用をするためには、「保育の必要性」の事由に該当し、2号認定・3号認定を受ける必要がある。

保育の必要性の事由・・・就労、妊娠・出産、疾病等、介護等、求職中、就学等、虐待・DV、育児休業、その他

- (2) 認定内容をもとに、保育利用調整基準点数表（基礎点数表、調整点数表）から、各新規申込者の点数付けを行う。
- (3) (2) を各園毎の第一希望者の年齢別に一覧を作成。その中から各園が受入可能な人数を点数の高い順から選考を行う。第一希望者がすべて選考され、園での受入れ枠の余裕がある場合には、第二希望者以下の一覧から同様に選考を行う。

### 2. 調整基準点の変更について

- (1) 平成29年度の主な変更点

地域型保育事業利用終了児（区分H）	
28年度	連携施設がない地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合（5点）
29年度	連携施設がない地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合（5点）
	連携施設がある地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達時の転園申込時に連携施設以外を希望する場合（2点）
趣旨	<p>連携施設があるにもかかわらず、連携施設以外を申し込む場合、平成28年度は運用上5点を加点し調整を行っているが、育休復帰（1点）や兄弟同時（1点）の申込者より入園しやすくなっているとの指摘がある。</p> <p>しかし、連携施設以外の保育の受け皿を利用することも可能であり、市町村は調整にあたっての優先度を上げるなどの措置を講ずる必要があるとの国からの通知もあるため、今回2点とした。</p>

育休退園児（区分M）	
28年度	平成28年2月以前に育児休業取得により保育施設を退園した児童が、保護者が育児休業中で、かつ下の子が満1歳になる月の前々月までに、同じ保育施設の利用を希望する場合（10点）
29年度	当該調整点数における該当者がいなくなるため廃止とする。

(参考) 平成28年度の主な変更点

区 分	平成27年度	平成28年度
保護者の育児休業に伴う退園について	原則5歳児以外は退園	育児休業にかかる乳児が満1歳になる月の月末までは、5歳児以外でも保育園等の利用継続が可能
在園児の施設利用継続手続きについて	新規に利用申込書及び証明書類等を提出してもらい、市の利用調整を経た結果、利用可能となれば新年度から再び施設利用ができる	現況届により、保育の必要性が継続していると確認できれば、利用調整を経ずして次年度の施設利用継続が原則として可能 ※転園希望の場合は除く
申込保護者の職業が保育士である場合	特段の優先加点等はなし	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内に認可保育所等に就職または復職する場合には、5点の調整加点をする

## 7 保育利用調整基準点数表（予定）

（参考）平成28年度  
保育利用ガイドより抜粋

### ○ 「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況 細目		基準 指数	
1	居宅外 労働	外勤 居宅外 自営	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月120時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月100時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月80時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	4	
	居宅内 労働	居宅内 自営 農業	月140時間以上の就労を常態としている場合	9	
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8	
			月100時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月80時間以上の就労を常態としている場合	4	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	3	
内職		月120時間以上の就労を常態としている場合	5		
		月60時間以上の就労を常態としている場合	3		
		月48時間以上の就労を常態としている場合	2		
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合		8	
3	疾病 負傷 障害	疾病 負傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10	
			居宅内療養（1か月以上） 安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合 週3日程度の通院加療等が必要な場合	8 4	
		障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10	
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	6	
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3		
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合		区分1を準用	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10	
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合		1	
7	就学等	就学	日中、就学のため、保育することができない場合	区分1を準用	
		職業訓練	日中、職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用	
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合		5	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要と認める場合 ※		10	
10	その他	育児休業復帰予定	育休復帰予定月の前月から3か月以内である場合	区分1を準用	
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月から3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用	
		別居の親族等の介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用	
		不存在	死亡、離婚、行方不明、別居、拘禁等	10	
		育児休業取得前に既に保育所等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合		復帰時の状況により区分1を準用	
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合			

※ 既に保育所等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る乳児が満1歳になる月の末日までの場合

・ 区分1については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間により判断します。

- ・ 区分10のうち「不存在」はひとり親であることや、保護者のいずれかが別居していることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり「必要性の事由」ではありません。

### 保育必要量による利用区分の認定について

- ① 基礎点数表の網掛けの部分に区分された場合、保育必要量が「保育標準時間」となり、最大で11時間の利用となりますが、区分1で網掛けが無い区分は、保育必要量が「保育短時間」となり、最大で8時間の利用となります。  
※区分4・7・10は、原則として区分1に準じた内容によりいずれかに区分されます。
- ② ただし経過措置として、平成27年3月時点認可保育園（就実こども園も含む）に入園しており、継続して利用している児童については、①により「保育短時間」となる場合でも「保育標準時間」で認定します。（なお、「保育短時間」を選択することも可能ですが、P. 4「利用区分の認定」の注意書きをよく確認して、選択してください。）

### ○ 「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

区分	類型	状況	点数
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5
		保育所等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1
F	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰するため、児童が同じ保育所等を再び利用することを希望する場合 ※	10
		上記以外の場合	1
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	1
H	地域型保育事業利用終了児	連携施設がない地域型保育事業等を利用していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合	5
I	乳児園卒園児	乳児保育園に在籍していたが、年齢到達により他の保育施設の利用を希望する場合	5
J	同居の祖父母	65歳未満の同居祖父母で基礎点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	各-3
K	継続児童	利用調整の対象児童のうち、現在利用している保育所等を継続して希望する場合	5
L	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育所等に就職又は復職する場合	5
M	育休退園児	平成28年2月以前に育児休業取得により保育施設を退園した児童が、保護者が育児休業中で、かつ下の子が満1歳になる月の前々月までに、同じ保育施設の利用を希望する場合	10

※ 育児休業にかかる児童が、兄又は姉と同じ保育所等を利用することを希望する場合を含む。

- ・ 調整点数表において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とします。ただし、区分FとMは同時に加算しません。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算します。
- ・ 調整点数表において使われている施設の用語は次のとおりになります。
  - ①保育所等…認定こども園、認可保育園、地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）
  - ②保育施設…認定こども園、認可保育園

# 平成29年度に向けた利用者負担額(保育料)の見直しについて

子ども・子育て会議資料  
平成 28 年10月 11 日

## 背景

- 子ども・子育て支援新制度の開始
- 子どもを安心して生み育てる環境づくり
- 子育て世代の経済的負担の軽減
- 少子化対策 など

## 国等の動向

- 平成28年度制度改正により多子世帯等の負担軽減が図られている。

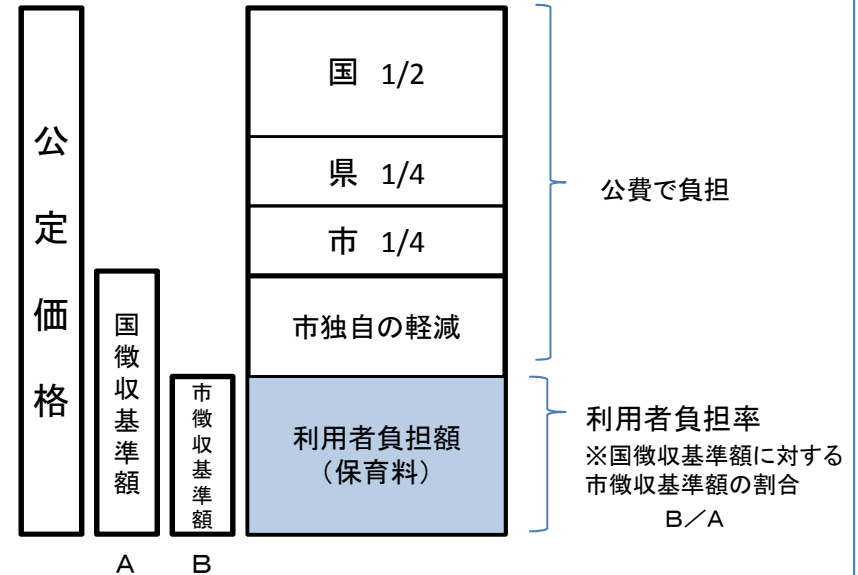
### 【対象】

国制度：年収360万円未満相当の世帯  
県事業：年収360万円以上相当の世帯の  
3歳未満の第3子以降

## 目的

子どもを安心して生み育てることのできる岡山市を実現するため、子育て世代の経済的負担軽減を図ることを目的に、利用者負担額(保育料)全体の見直しを行います。

## 新制度における利用者負担額の仕組み



- 多子世帯やひとり親世帯等については、利用者負担額(保育料)軽減制度がある。

※公定価格：教育・保育、地域型保育に通常要する費用として国が算定した費用

## ●現状分析 I 2号及び3号認定子ども(保育利用)

### 【階層について】 ※資料①、②-1 ~ ②-3

- ・A、B、C1~C12までの14階層(国は8階層)
- ・3歳未満児、3歳児、4歳以上児で区分(国は3歳未満児と3歳以上児)
- ・保育標準時間(最大11時間利用)と保育短時間(最大8時間利用)  
⇒H27年度 保育標準時間利用者 延べ人数 170,499人  
(資料②-1,②-2,②-3の合計)  
(参考:保育短時間利用者 延べ人数 3,144人)
- ・C10の階層の人数が一番多く、3歳未満児では20.4%、3歳児で24.1%、4歳以上児で24.1%となっている。

### 【参考】

H28年4月分

※保育園で標準時間利用のみ

- ・人数:13,114人  
(私立:8,537人 公立:4,577人)  
(内訳) 3歳未満児:4,936人  
3歳児 :2,552人  
4歳以上児:5,626人

### 【保育料及び負担率(国徴収基準額に対する市徴収基準額の割合)について】(H27年度) ※資料②-1 ~ ②-3

- ・3歳未満児:保育料最高額は55,700円、最低額は6,300円  
負担率はC6階層が100%と一番高く、C12階層が54%で一番低い。
- ・3歳児 :保育料最高額は37,500円、最低額は4,700円  
負担率はC6階層が100%と一番高く、C12階層が37%で一番低い。
- ・4歳以上児:保育料最高額が31,200円、最低額が4,700円  
負担率はC6階層が100%と一番高く、C12階層が31%で一番低い。



## ●現状分析Ⅱ 1号認定子ども(教育利用)

### 【階層について】 ※資料①

・A、B、C1～C3までの5階層(国も5階層)

### 【利用人数について】(H27年度決算ベース) ※資料②-4

延べ人数 54,418人

(内訳)公立幼稚園 : 50,377人

公立認定こども園: 3,416人

私立認定こども園: 625人

### 【参考】 H28年4月分

・人数:4,429人

(内訳)公立幼稚園 : 3,949人

公立認定こども園: 364人

私立認定こども園: 116人

### 【負担率(国徴収基準額に対する市徴収基準額の割合)について】(H27年度) ※資料②-4

・B階層は国の基準どおり、続いてC1階層が39%、C2階層が36%、C3階層が32%となっている。

## ●他都市との比較について

### ■2号及び3号認定子ども(保育利用)について ※資料④-1～④-3

・階層が一番多い都市は横浜市で30階層、少ない都市は神戸市で8階層(3歳児及び4歳以上児)

・岡山市の利用者負担額は、3歳未満児及び4歳以上児は所得の低い階層で高く、所得の高い階層で低い傾向にあり、3歳児はほとんどの階層で高い傾向にある。

### ■1号認定子ども(教育利用)について ※資料④-4

・階層が一番多い都市は静岡市で17階層、少ない都市は岡山市を含め5市で5階層

・岡山市の利用者負担額は、C1階層では低い傾向にあり、C2及びC3階層では一番低い。

## ●現状分析をふまえた保育料等見直しの考え方

(1) 負担感の大きい階層を中心に軽減する

(2) 全体のバランスを考慮する

- ・既に大幅な軽減がなされている階層については、現行のまま据え置く方向で検討する

(3) 一部の階層区分を必要に応じて見直しする

(4) 教育利用(1号認定)は、現行のまま据え置く方向で検討する

# ●利用者負担額表【現行】

左表:岡山市 右表:国基準

資料①

## ■ 岡山市の利用者負担額表(保育利用)

階層区分	2号・3号認定(保育料)						
	市町村民税課税額	保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護受給世帯等	0	0	0	0	0	0
B	非課税	6,300	4,700	4,700	6,300	4,700	4,700
C1	均等割のみ課税	13,500	11,100	11,100	13,200	10,900	10,900
C2	所得割額 10,800円未満	15,700	13,100	13,100	15,400	12,800	12,800
C3	所得割額 48,600円未満	17,900	15,700	15,700	17,500	15,400	15,400
C4	所得割額 65,000円未満	19,400	16,300	16,300	19,000	16,000	16,000
C5	所得割額 81,000円未満	24,700	21,600	21,600	24,200	21,200	21,200
C6	所得割額 97,000円未満	30,000	27,000	27,000	29,400	26,500	26,500
C7	所得割額 121,000円未満	31,500	28,800	28,200	30,900	28,300	27,700
C8	所得割額 145,000円未満	37,300	31,300	28,200	36,600	30,700	27,700
C9	所得割額 169,000円未満	43,100	33,800	28,200	42,300	33,200	27,700
C10	所得割額 301,000円未満	45,700	35,900	29,900	44,900	35,200	29,300
C11	所得割額 397,000円未満	48,000	37,500	31,200	47,100	36,800	30,600
C12	所得割額 397,000円以上	55,700	37,500	31,200	54,700	36,800	30,600

(単位:円)

## ■ 岡山市の利用者負担額表(教育利用)

階層区分	市町村民税課税額	1号認定(授業料)
A	生活保護受給世帯等	0
B	非課税 (均等割のみ課税を含む)	3,000
C1	所得割額 77,100円以下	6,300
C2	所得割額 211,200円以下	7,300
C3	所得割額 211,201円以上	8,300

(単位:円)

## ■ 国が定める利用者負担額の上限額基準表(保育利用)

階層区分	2号・3号認定(保育料)				
	市町村民税課税額	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第一階層	生活保護受給世帯等	0	0	0	0
第二階層	非課税	9,000	6,000	9,000	6,000
第三階層	所得割額 48,600円未満	19,500	16,500	19,300	16,300
第四階層	所得割額 97,000円未満	30,000	27,000	29,600	26,600
第五階層	所得割額 169,000円未満	44,500	41,500	43,900	40,900
第六階層	所得割額 301,000円未満	61,000	58,000	60,100	57,100
第七階層	所得割額 397,000円未満	80,000	77,000	78,800	75,800
第八階層	所得割額 397,000円以上	104,000	101,000	102,400	99,400

※ただし、給付単価を限度とする。

(単位:円)

## ■ 国が定める利用者負担額の上限額基準表(教育利用)

階層区分	市町村民税課税額	1号認定(授業料)
第一階層	生活保護受給世帯等	0
第二階層	非課税 (均等割のみ課税を含む)	3,000
第三階層	所得割額 77,100円以下	16,100
第四階層	所得割額 211,200円以下	20,500
第五階層	所得割額 211,201円以上	25,700

(単位:円)

# ●保育料現状分析

資料 ②-1

3歳未満児(保育標準時間利用 H27年間利用延べ人数 67,588人)

(単位:円、人)

市階層	定義	徴収基準額				人数 ④	人数割合 (④/⑤)
		国 ①	市現行保育料 ②	負担率 ②/①	政令市平均 (概算)		
A	生活保護世帯等	0	0	0	-	1,110	1.6%
B	市民税非課税	9,000	6,300	70%	3,815	8,955	13.2%
C1	均等割のみ	19,500	13,500	69%	8,403	1,036	1.5%
C2	所得割額 10,800円未満		15,700	81%	9,902	608	0.9%
C3	所得割額 48,600円未満		17,900	92%	10,507	4,277	6.3%
C4	所得割額 65,000円未満	30,000	19,400	65%	16,899	4,038	6.0%
C5	所得割額 81,000円未満		24,700	82%	20,594	4,843	7.2%
C6	所得割額 97,000円未満		30,000	100%	23,995	4,782	7.1%
C7	所得割額 121,000円未満	44,500	31,500	71%	31,196	8,052	11.9%
C8	所得割額 145,000円未満		37,300	84%	35,881	6,864	10.2%
C9	所得割額 169,000円未満		43,100	97%	39,068	5,759	8.5%
C10	所得割額 301,000円未満	61,000	45,700	75%	52,226	13,756	20.4%
C11	所得割額 397,000円未満	80,000	48,000	60%	60,801	1,814	2.7%
C12	所得割額 397,000円以上	104,000	55,700	54%	69,479	1,694	2.5%
					合計 ⑤	67,588	

※政令市平均(概算)は、岡山市の階層に合わせて他都市の保育料を平均化したもの

# ●保育料現状分析

資料 ②-2

3歳児(保育標準時間利用 H27年間利用延べ人数 32,755人)

(単位:円、人)

市階層	定義	徴収基準額				人数 ④	人数割合 (④/⑤)
		国 ①	市現行保育料 ②	負担率 ②/①	政令市平均 (概算)		
A	生活保護世帯等	0	0	0	-	581	1.8%
B	市民税非課税	6,000	4,700	78%	2,662	4,629	14.1%
C1	均等割のみ	16,500	11,100	67%	6,596	509	1.6%
C2	所得割額 10,800円未満		13,100	79%	8,054	332	1.0%
C3	所得割額 48,600円未満		15,700	95%	8,597	1,817	5.5%
C4	所得割額 65,000円未満	27,000	16,300	60%	14,398	1,746	5.3%
C5	所得割額 81,000円未満		21,600	80%	17,677	2,147	6.6%
C6	所得割額 97,000円未満		27,000	100%	20,282	2,038	6.2%
C7	所得割額 121,000円未満	41,500	28,800	69%	24,660	3,035	9.3%
C8	所得割額 145,000円未満		31,300	75%	26,957	3,170	9.7%
C9	所得割額 169,000円未満		33,800	81%	28,212	2,452	7.5%
C10	所得割額 301,000円未満	58,000	35,900	62%	31,713	7,901	24.1%
C11	所得割額 397,000円未満	77,000	37,500	49%	33,155	1,395	4.3%
C12	所得割額 397,000円以上	101,000	37,500	37%	34,552	1,003	3.1%
合 計 ⑤						32,755	

※政令市平均(概算)は、岡山市の階層に合わせて他都市の保育料を平均化したもの

# ●保育料等現状分析

資料 ②-3

4歳以上児(保育標準時間利用 H27年間利用延べ人数 70,156人)

(単位:円、人)

市階層	定義	徴収基準額				人数 ④	人数割合 (④/⑤)
		国 ①	市現行保育料 ②	負担率 ②/①	政令市平均 (概算)		
A	生活保護世帯等	0	0	0	-	1,583	2.3%
B	市民税非課税	6,000	4,700	78%	2,638	10,348	14.7%
C1	均等割のみ	16,500	11,100	67%	6,575	847	1.2%
C2	所得割額 10,800円未満		13,100	79%	8,017	950	1.4%
C3	所得割額 48,600円未満		15,700	95%	8,560	3,921	5.6%
C4	所得割額 65,000円未満	27,000	16,300	60%	14,203	3,215	4.6%
C5	所得割額 81,000円未満		21,600	80%	17,408	4,303	6.1%
C6	所得割額 97,000円未満		27,000	100%	19,906	4,276	6.1%
C7	所得割額 121,000円未満	41,500	28,200	68%	23,850	6,198	8.8%
C8	所得割額 145,000円未満		28,200	68%	25,720	5,921	8.4%
C9	所得割額 169,000円未満		28,200	68%	26,688	5,206	7.4%
C10	所得割額 301,000円未満	58,000	29,900	52%	29,457	16,897	24.1%
C11	所得割額 397,000円未満	77,000	31,200	41%	30,789	3,717	5.3%
C12	所得割額 397,000円以上	101,000	31,200	31%	32,102	2,774	4.0%
合 計 ⑤						70,156	

※政令市平均(概算)は、岡山市の階層に合わせて他都市の保育料を平均化したもの

## ●保育料等現状分析

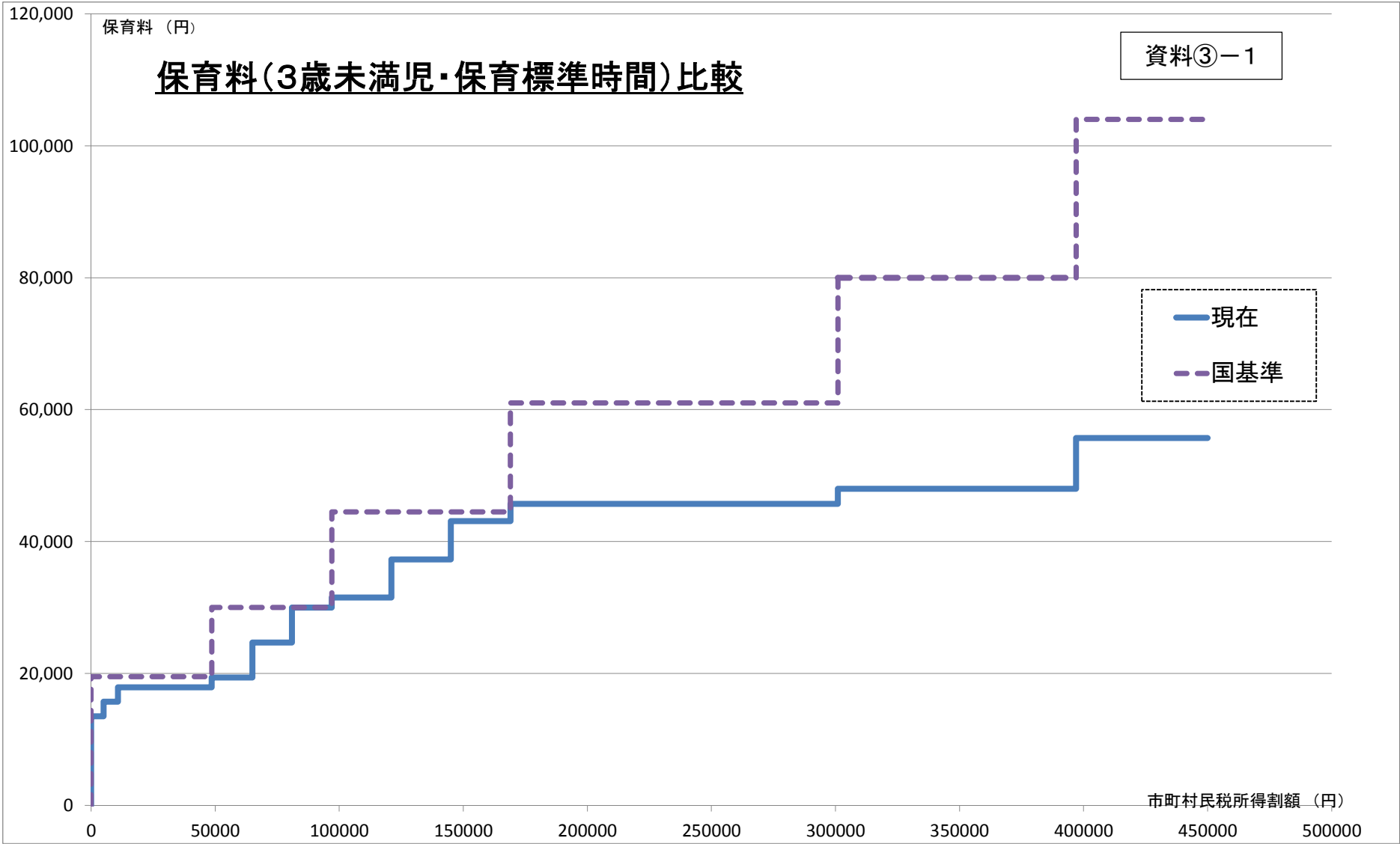
資料 ②-4

教育利用( H27年間利用延べ人数 54,418人)

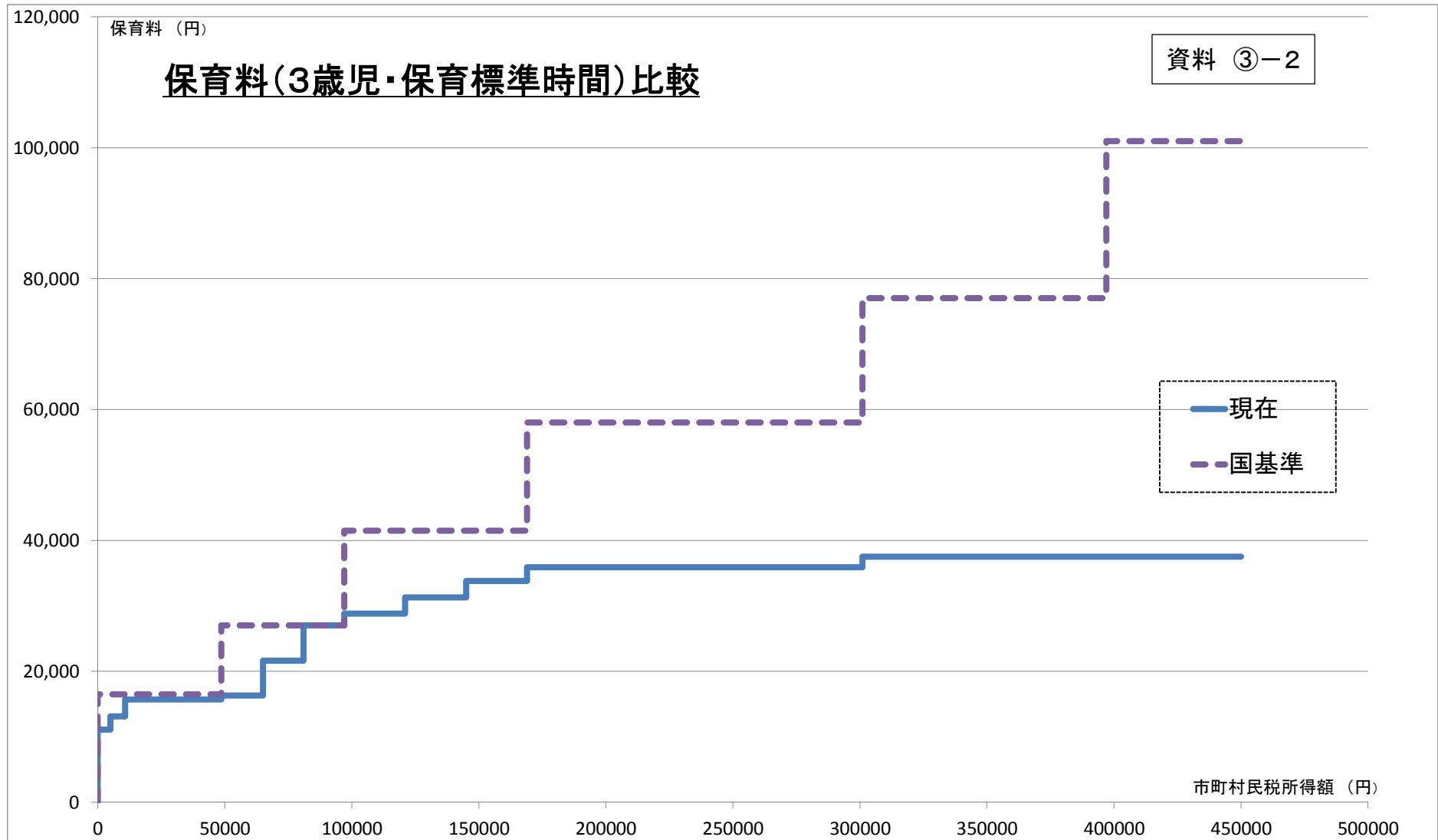
(単位:円、人)

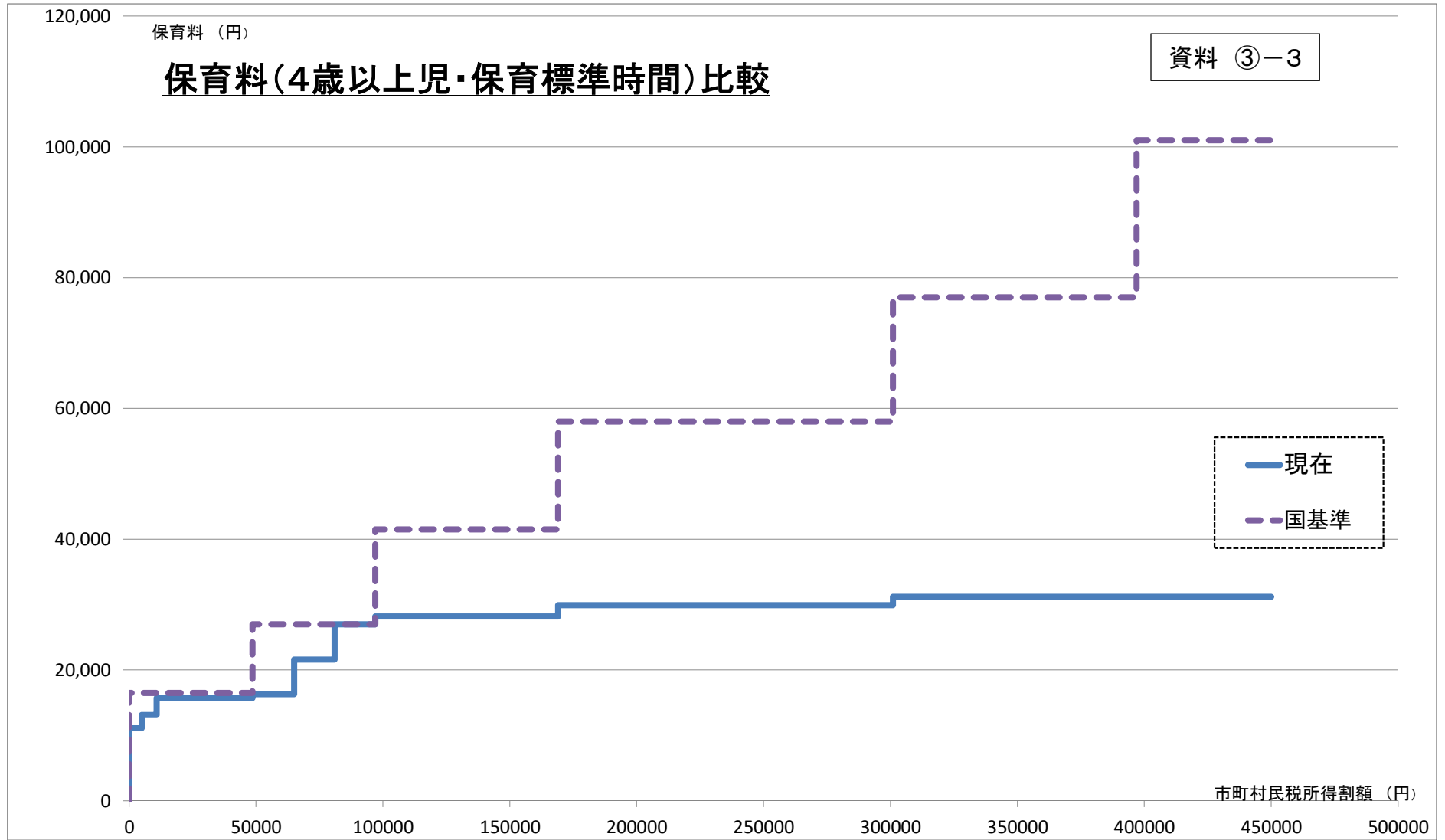
市階層	定義	徴収基準額				人数 ④	人数割合 (④/⑤)
		国 ①	市現行授業料 ②	負担率 ②/①	政令市平均 (概算)		
A	生活保護世帯等	0	0	0	-	328	0.6%
B	市民税非課税・均等割のみ	3,000	3,000	100%	2,506	4,803	8.8%
C1	所得割額 77,100円未満	16,100	6,300	39%	11,579	7,945	14.6%
C2	所得割額 211,200円未満	20,500	7,300	36%	17,724	32,259	59.3%
C3	所得割額 211,201円以上	25,700	8,300	32%	22,578	9,083	16.7%
合 計 ⑤						54,418	

※政令市平均(概算)は、岡山市の階層に合わせて他都市の授業料を平均化したもの









保育標準時間・3歳未満児・第1子の場合

※ 金額は各市の区分を使用。均等ではない。

国階層	市階層	岡山市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市																				
		14階層	12階層	18階層	11階層	17階層	30階層	27階層	25階層	14階層	18階層	17階層	18階層	22階層	20階層	12階層	9階層	19階層	16階層	15階層	16階層																				
生活保護世帯等 非課税	第1	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
	第2	B	6,300	4,400	0	0	0	3,200	0	3,500	3,000	2,000	3,000	3,800	2,900	2,000	5,000	5,600	0	7,200	0	4,000																			
均等割のみ	第3	C1	13,500	11,000	7,650	8,000	4,110	6,700	5,300	6,300	11,000	7,500	8,100	5,700	4,500	8,100	10,000	12,300	7,200	12,000	14,200	10,000																			
5,000未満		C2	15,700		8,200	6,300	7,600	11,400	6,400	7,300	13,300	8,500	11,400	6,400	10,100	12,000	11,800			8,000	9,200																				
10,800未満		C3	17,900		10,000	6,170	10,000	7,100	9,200	13,300			8,500	13,200									11,200	8,100	7,300	10,100	12,000	12,300	7,200	14,100	17,000	12,000									
15,000未満																																									
20,000未満																																									
30,000未満																																									
35,000未満																																									
40,000未満																																									
45,000未満																																									
48,600未満																																									
50,000未満	第4	C4	19,400	15,680	11,700	12,500	11,180	12,500	9,200	13,400			16,300	13,300				15,500	13,900			15,200	14,000	17,000	20,300	10,700	17,100	19,800	16,000												
55,000未満					C5	24,700	20,700	19,500	18,840	16,500	14,700	18,000	20,500	17,500	17,800	17,500	19,500	21,500	18,300	24,000	21,500	18,750	21,600			22,600															
60,000未満																																									
65,000未満																																									
70,000未満																																									
75,000未満																																									
81,000未満																																									
85,000未満																																									
90,000未満																											第5	C7		31,500	30,250	33,500	33,000	33,450	25,000	25,700	26,500	29,500	25,500	26,100	25,800
100,000未満					C8	37,300	39,000	40,760	34,000	33,300	32,000	37,600	32,500	31,500	29,700	29,400	35,600	32,700	36,500	39,400	35,600	41,600	39,900			35,600															
105,000未満																																									
110,000未満																																									
115,000未満																																									
121,000未満																																									
125,000未満																																									
130,000未満																																									
135,000未満	第6	C9	43,100	39,600																				44,500	44,000				44,000			38,000	37,200	34,900	37,600	32,500	33,300	34,900	43,200	39,400	40,000
140,000未満					C10	45,700	55,000	54,330	53,000	57,000	46,200	48,500	46,500	48,800	50,300	58,900	53,000	50,700	53,000	55,450	52,800	55,800	53,000	50,000																	
145,000未満																																									
150,000未満																																									
155,000未満																																									
160,000未満																																									
165,000未満																																									
169,000未満																																									
175,000未満																									第7	C11	48,000	60,170	59,200	60,000	57,460	71,500	55,100	53,500	52,000	56,400	58,300	67,800	59,200	54,000	
180,000未満					C12	55,700	75,900	72,800	60,600	77,500	81,500	61,700	57,200	73,600	73,600	64,000	63,400	74,100	61,700	67,000	74,000	62,400	63,300	83,200																	
185,000未満																																									
190,000未満																																									
195,000未満																																									
200,000未満																																									
205,000未満																																									
210,000未満																																									
215,000未満	第8	C12	55,700	75,900																																					72,800
220,000未満																																									
225,000未満																																									
230,000未満																																									
235,000未満																																									
240,000未満																																									
245,000未満																																									
250,000未満																																									
255,000未満																																									
260,000未満																																									
265,000未満																																									
270,000未満																																									
275,000未満																																									
280,000未満																																									
285,000未満																																									
290,000未満																																									
295,000未満																																									
301,000未満																																									
305,000未満																																									
310,000未満																																									
315,000未満																																									
320,000未満																																									
325,000未満																																									
330,000未満																																									
335,000未満																																									
340,000未満																																									
345,000未満																																									
350,000未満																																									
355,000未満																																									
360,000未満																																									
365,000未満																																									
370,000未満																																									
375,000未満																																									
380,000未満																																									
385,000未満																																									
390,000未満																																									
397,000未満																																									
397,000以上																																									

・2016「保育白書」より引用 ※自治体で階層区分が異なるため、表左の区分は均等にはなっていない。

保育標準時間・3歳児・第1子の場合

※ 金額は各市の区分を使用。均等ではない。

国階層	市階層	岡山市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市														
		14階層	12階層	18階層	11階層	17階層	30階層	27階層	18階層	10階層	17階層	14階層	18階層	16階層	16階層	9階層	8階層	19階層	16階層	14階層	16階層														
生活保護世帯等 非課税	第1	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
	第2	B	4,700	3,300	0	0	0	2,100	0	2,900	2,000	1,500	1,900	2,500	2,400	1,500	3,000	3,700	0	4,800	0	3,000													
均等割のみ	第3	C1	11,000	8,800	5,200	5,500	3,320	4,900	3,300	5,850	9,000	5,000	5,900	3,700	4,100	7,000	8,000	10,400	10,400	10,400	10,400	10,200	12,400												
5,000 未満		C2	13,100		6,400	4,400	6,900	11,500	7,000	9,100	4,300	6,400	9,100	10,000	10,400	5,250	7,500																		
10,800 未満		C3	15,700		6,300	7,500	5,280																	7,600	5,400	8,500	11,000	8,500	6,900	10,400	7,250				
15,000 未満																																			
20,000 未満																																			
30,000 未満																																			
35,000 未満																																			
40,000 未満																																			
45,000 未満																																			
48,600 未満																																			
50,000 未満	第4	C4	16,300	13,480	9,200	10,000	8,930											9,500	7,100	12,700	15,200	12,000	13,300	10,800	13,600	13,500	15,000	18,200	18,200	18,200	18,200	15,600	16,400	12,000	
55,000 未満					12,700	12,570	11,000	8,300	13,800	13,200	13,000	15,600	16,100	17,500	12,450	20,200	18,400	20,000																	
60,000 未満					C5	21,600	17,500	16,000	17,600	12,800	9,900	16,400	19,500	15,500	17,900	16,100	19,200	19,700	21,600	17,050	20,200	18,400	20,000												
65,000 未満																																			
70,000 未満																																			
75,000 未満																																			
81,000 未満	C6	27,000	21,800	19,310	15,600	12,900	19,300	22,900	18,500	20,200	22,600	23,500	23,000	19,850	25,500	22,400	24,500																		
85,000 未満																																			
90,000 未満	第5	C7	28,800	25,300	25,100	23,500	21,020	19,500	17,400	23,300	26,000	23,200	23,500	18,400	23,100	24,600	27,000	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	29,800	28,000											
100,000 未満					26,700	22,730	21,500	21,300	27,000	29,500	24,500	20,700	31,900	26,900	21,200	29,800									22,600	30,400	25,000	28,500							
105,000 未満					C8	31,300	26,700	23,500	24,500	28,100	25,100	30,100	22,800	36,300	31,000	25,300									30,900	26,300	29,000	26,300	29,000	26,300	29,000	26,300	29,000	26,300	29,000
110,000 未満																																			
115,000 未満																																			
121,000 未満																																			
125,000 未満																																			
130,000 未満																																			
135,000 未満																																			
140,000 未満																																			
145,000 未満																																			
150,000 未満	C9	33,800	29,150	28,200	26,000	24,680	24,800	29,500	30,800	27,000	30,800	25,300	30,900	26,300	29,000																				
155,000 未満																																			
160,000 未満	第6	C10	35,900	33,220	28,000	28,140	25,800	29,500	31,100	25,600	26,300	32,700	25,800	32,700	36,300	31,600	28,500	31,500	27,600	30,500															
165,000 未満																																			
175,000 未満																																			
180,000 未満																																			
185,000 未満																																			
190,000 未満																																			
195,000 未満																																			
200,000 未満																																			
205,000 未満																																			
210,000 未満																																			
215,000 未満																																			
220,000 未満																																			
225,000 未満																																			
230,000 未満																																			
235,000 未満																																			
240,000 未満																																			
245,000 未満																																			
250,000 未満																																			
255,000 未満																																			
260,000 未満																																			
265,000 未満																																			
270,000 未満																																			
275,000 未満																																			
280,000 未満																																			
285,000 未満																																			
290,000 未満																																			
295,000 未満																																			
301,000 未満																																			
305,000 未満	第7	C11	37,500	39,600	31,600	29,000	31,030	37,400	31,000	31,900	28,900	35,300	28,600	44,300	36,800	32,800	30,300	31,700	28,900	31,000															
310,000 未満																																			
315,000 未満																																			
320,000 未満																																			
325,000 未満																																			
330,000 未満																																			
335,000 未満																																			
340,000 未満																																			
345,000 未満																																			
350,000 未満																																			
355,000 未満																																			
360,000 未満																																			
365,000 未満																																			
370,000 未満																																			
375,000 未満																																			
380,000 未満																																			
385,000 未満																																			
390,000 未満																																			
397,000 未満																																			
397,000 以上	第8	C12	41,800	32,400	35,100	32,600	43,500	31,400	31,500	32,100	28,800	28,900	35,000	34,050	32,700	33,000																			

・2016「保育白書」より引用 ※自治体で階層区分が異なるため、表左の区分は均等にはなっていない。



